

「新潟市いじめの防止等のための基本的な方針（改定案）」に対する

パブリックコメントに寄せられたご意見及び市の考え方

お寄せいただいたご意見は、趣旨を損なわない範囲で内容を要約し、掲載させていただきました。ご了承ください。

No.	該当箇所	ご意見の概要	ご意見に対する市の考え	案の修正
<b>第I章 いじめの防止等のための対策の基本的な考え方</b>				
1	P2 1 いじめの防止等の対策に関する基本理念	本項では、「すべての児童生徒が安心して学べる環境の確保」や「人権の尊重」が基本理念として掲げられていますが、香料等の環境要因により健康被害を受け、教室での学習が困難となる児童生徒の存在や、その対応についての記載が見当たりません。	本項は、いじめ防止対策推進法に示された基本理念と、それに基づいた本市の基本理念を示したものです。個別具体的な課題や対応についてはこの項で示すことが適当ではないと考えます。	無
2	P3 3 いじめの定義等	本項において定義されている「心理的又は物理的な影響」、「心身の苦痛」、「社会的孤立」は、香料等の環境要因により教室から分離される児童生徒の状況にも該当し得ると考えます。しかし、改定案では、環境要因による構造的な排除が、いじめの文脈として整理されていません。制度や運用の結果として特定の児童生徒に心理的苦痛や社会的孤立が生じる場合も、いじめ防止の観点から検討対象とする旨を明記すべきです。	本項では、法に規定されたいじめの定義とそれに基づいた解釈について、国の「いじめの防止等のための基本的な方針」で示された内容に沿って記載しています。文言の加筆修正は行いませんが、個別の案件については文言にあるいじめの定義に則り対応します。	無
<b>第II章 いじめの防止等のために市・教育委員会が実施する施策</b>				
3	P7 2 教育委員会の取組	香料等による健康被害や化学物質過敏症に関する課題は、実際には周囲の理解不足や認識の差が、分離的対応や不利益を生じさせる大きな要因となっています。 特に、児童生徒の衣類の洗濯や日常生活用品の選択は、保護者が担っている場合がほとんどであり、保護者の理解なくして学習環境の改善を図ることは困難です。そのため、合理的配慮の趣旨や、香害、化学物質過敏症等に関する正しい知識については、教職員のみならず保護者に対しても理解を深める機会を設けることが不可欠です。 また、学校は児童生徒が日常的に長時間を過ごす場であり、教職員には、児童生徒および同僚に対する安全配慮義務が課されています。教育現場において、教職員が自らの安全配慮義務を十分に認識しないまま環境要因による健康リスクが放置される状況が継続することの是非については、合理的配慮や人権の観点から整理される必要があります。 以上を踏まえ、教育委員会の取組として、教職員研修や保護者向け講習等を通じ、環境要因による健康被害、合理的配慮の考え方、ならびに教職員に求められる安全配慮義務について、継続的に学ぶ機会を制度的に位置付けることを、本方針に教育委員会の責務として明記すべきと考えます。	教職員の資質向上のための研修の重要性については、同項の(2)でも述べており、校内外での研修の充実を図ります。また、地域全体でいじめのない社会を実現するための体制づくりの重要性についても同項の(5)で述べています。ご指摘の点については明記はいたしません。いじめに関する現状と課題を適切に把握し、教職員の資質向上に必要な教職員研修を進めます。また、本市が設置する新潟市いじめ防止市民連絡協議会には、PTAや地域の関係団体が参画しており、新潟市いじめ防止市民フォーラムの開催等を通じて学校、保護者、市民にいじめ防止に向けた啓発活動を行っています。いただいたご意見も含めて同協議会において協議し、市民への啓発活動等、当市がいじめ防止対策について地域が組織的に連携、協働する体制の構築に努めます。	無

No.	該当箇所	ご意見の概要	ご意見に対する市の考え	案の修正
4	P9 2 教育委員会の取組 (7) 相談に係る組織の活用の推進	以下のような文面が必要ではないか。 【「子どもの権利相談室「こころのレスキュー隊」子どもの権利にかかるいじめについてなど、広く相談、支援を行う。】	「子どもの権利相談室」は、ご指摘のようにいじめの相談等についても対応しています。独立性をもった子どもの権利救済委員が対応する組織であり、こども未来部が所管しています。教育委員会の所管ではありませんが、重要な相談窓口の一つとして児童生徒に周知することが必要であると考えます。そこで、この項目に以下の文を加筆します。 【○ 新潟市子どもの権利相談室「こころのレスキュー隊」について学校を通じて周知に努め、児童生徒が相談しやすい環境を整える。	有
5	P12 2 教育委員会の取組 (12) いじめに対する措置	以下の文は必要ではないか。【いじめられた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、就学校の指定の変更や区域外就学の弾力的な対応を検討する。】	同 (13) 重大事態への対処の項に同様の記載があります。ご指摘のとおり事案の重大性を踏まえ、必要な対応を行います。	無
<b>第三章 学校におけるいじめの防止等に関する措置</b>				
6	P13 2 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織 (1) 校内いじめ対応ミーティング	②組織の役割の部分について、以下の文言の追加が必要ではないか。【・教育委員会との適切な連携】	学校がいじめを認知した場合に教育委員会へ報告する程度について、別に定めています。それに従って、各学校から報告が寄せられ、必要に応じて連携を図りながら対応しています。	無
7	P15 3 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織	香料等による健康被害への対応として行われている「個別対応」が、別室対応や在宅学習などの分離的措置に偏り、被害を訴える児童生徒のみが学習の場から切り離される事例が見受けられます。このような対応は、合理的配慮やインクルーシブ教育の理念と整合せず、結果として事実上の不利益を生じさせる可能性があります。学校における措置として、個別対応に先立ち、香料等の嗜好品を前提としない環境調整を優先することを基本方針として明記すべきと考えます。	健康被害に対する対応については、個別対応とあわせて、周囲への配慮や理解を求める対応も必要になる場合があると考えます。その場合は、状況に応じて各学校で対応することになります。同項(2)に示したとおり、学校として特に配慮が必要な児童生徒については、日常的に特性や状況を踏まえた適切な配慮を行うこと、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的にを行うことを明記しています。	無
8	P15 3 学校におけるいじめの防止等に関する措置 (2) いじめの未然防止	3つ目の○分かる授業・できる授業をはじめ…の部分について、前段に以下の背景の文があった方がよいのではないか。【いじめ加害の背景には、勉強や人間関係等のストレスが関わっていることを踏まえ、授業についていけない焦りや劣等感などが過度なストレスにならないよう】	学校の教育活動の中核をなす「授業」が児童生徒一人一人の人格形成や成長につながることは重要であると考えます。そこで前段では授業づくりの重要性について具体的に記述し、ご指摘の点も含めて一人一人が大切にされ、よさが生かされる教育活動を目指すことを示しました。	無
9	P16 3 学校におけるいじめの防止等に関する措置 (3) いじめの早期発見	以下のような文面が必要ではないか【児童生徒及び保護者には、教職員の他にも相談に係る組織の体制があることを周知する（SC、SSW、市教育相談センター、子どもの権利相談室など）】	第二章の2教育委員会の取組（P10）で、ご指摘の相談機関についての「積極的な活用を促す」としています。教育委員会が相談先一覧等を取りまとめ、学校を通して児童生徒や保護者に相談先を周知しています。	無

No.	該当箇所	ご意見の概要	ご意見に対する市の考え	案の修正
10	P16 3 学校におけるいじめの防止等に関する措置 (3) いじめの早期発見	「※アンケート等を実施する際には、～」の部分に、以下の文が必要ではないか。【児童生徒が自らSOSを発信すること及びいじめ情報を教職員に報告することは当該児童生徒にとって多大な勇気を要するものであることを理解しなければならない】	ご指摘の点は、いじめの早期発見や対処に関する教職員の基本姿勢として重要なことであると受け止めます。そこで、同項(1) 教職員の姿勢の項目に以下の文を追加します。 【○ アンケート調査や個人面談において、児童生徒が自らSOSを発信すること及びいじめの情報を教職員に報告することは、当該児童生徒にとっては多大な勇気を要するものであることを教職員は理解しなければならない。これを踏まえ、学校は、児童生徒からの相談に対しては、必ず学校の教職員等が迅速に対応することを徹底する。	有
11	P17 3 学校におけるいじめの防止等に関する措置 (4) いじめへの対処	1つ目の○いじめを認知したら…の部分について、以下の文が必要ではないか。【必要に応じていじめ対策委員会と連携協議する。】 ※文部科学省方針では、学校いじめ対策組織に報告とある。組織的な対応としてSC、SSWなどの心理や福祉の専門家などにつながる道筋を明確にすべきではないか。	新潟市では、学校におけるいじめ防止等の対策組織として、①校内いじめ対応ミーティング、②いじめ対策委員会、③中学校区いじめ防止連絡協議会、の3つを示しています。いじめを認知した際には、速やかに校内いじめ対応ミーティングを開催し、管理職をはじめとした複数の教職員で対応を確認することとしています。これは、特定の教職員に問題を抱え込ませず、迅速かつ組織的に対応することを大原則とすることを示したものです。いじめ対策委員会については、各学校で定期開催することを想定しており、学校がいじめ対応について、専門的な立場から検証等を行うこととしています。なお、重大な事案が発生した場合にはいじめ対策委員会の緊急会議を開いて対応することとしています。	無
12	P18 3 学校におけるいじめの防止等に関する措置 (4) いじめへの対処	1つ目の○の後半部※いじめを受けた児童生徒から、対処に向けて「まだ動かないでほしい」と依頼され…の部分について、以下のように追加した方がよいのではないかと。【本人を守り、「安心・安全」を保障し、対処について丁寧な説明をしつつ、問題解決に向けて…】	ご指摘の点については、当然学校として丁寧に説明する必要はあります。一方で、この項で強調したいのは、いじめを受けた児童生徒からの依頼があったことを理由として学校がいじめ対応をしない、対応を遅らせることは問題解決につながるにばかりか、いじめの放置につながるにかなりかねないということです。学校として認知したいじめに対しては放置せず、迅速・適切に対応することを求めています。	無
13	P18 3 学校におけるいじめの防止等に関する措置 (4) いじめへの対処	3つ目の○保護者に対する経過や事実、今後の方針を丁寧に説明するについて、児童生徒にも説明する必要があるのではないかと。	関係児童生徒に聴き取りを行う中で、当然児童生徒が行動に至った背景や思い、内省やその後どのように行動すべきか、どのようにしてほしいか等の思いを確認しながら、いじめ対応を進めます。その上で、事実や今後の方針について保護者に丁寧に説明することを求めています。	無
14	P19 3 学校におけるいじめの防止等に関する措置 (5) 自殺につながる可能性がある場合の対応	2つ目の○…「教育委員会へ一報を入れるとともに」の一文について、「教育委員会に報告するとともに」とする。一報を入れるは、簡易的なイメージである。	自傷行為や希死念慮については、命を守るために迅速かつ適切な対応が必要になると考えます。教育委員会では「報告」とすると正式な報告書の提出を指すこととなり、時間がかかることが想定されるため、その後の早急な対応を前提として一報としています。学校と教育委員会が迅速に情報連携することで、命を守る対応を確実に進めます。	無